

## 公 示

平成22年度から26年度までの間において森林管理署等で入札執行する国有林野事業特別会計に属する林産物の売払契約の一般競争に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり公示する。

### 1 参加者の資格

一般競争に参加する者に必要な資格は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当する者でないことのほか、次のとおりとする。

- (1) 木材の生産、売買又は加工（木材を生産手段として消費するものを含む。）に関する営業の経験が2年を超える者（ただし、都道府県の登録条例によって木材業者の登録を受けている者、また、都道府県、市町村その他の公共的団体から木材業者の証明を受けている者はこの限りでない。）であること。
- (2) 審査基準日の直前2か年間における年間平均木材購入量が素材換算30m<sup>3</sup>を超える者であること。
- (3) 今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者にあつては更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）となった後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申請中の者にあつては再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）となった後に、それぞれ、一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

また、平成22年度から26年度までの間に一般競争参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者となった者は、再度、一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者であつて、再度の一般競争参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争において競争参加資格が取り消される場合がある。

### 2 申請の時期

一般競争に参加する資格の審査を受けようとする者は、原則として平成21年12月1日から平成22年1月31日までの間に、林産物の売払契約に係る申請書類を提出すること。

なお、申請は上記期間経過後も随時に受け付ける。

### 3 申請書類の提出先

一般競争に参加する資格の審査を受けようとする者は、最寄りの森林管理局に申請書類を提出すること。

### 4 審査結果の通知

申請者には、資格審査の結果を文書で通知する。

平成21年11月24日

林野庁長官